

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

平成 10 年 7 月 8 日 規則第 195 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日 規則第 84 号
改正 令和 3 年 3 月 30 日 規則第 60 号
改正 令和 3 年 3 月 31 日 規則第 229 号
改正 令和 3 年 9 月 30 日 規則第 295 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「規則」という。)及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例(平成 15 年東京都条例第 155 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の経由)

第 2 条 法、令、規則及びこの細則の規定により、知事に提出する申請書、届出書又は報告書(以下「申請書等」と総称する。)は、当該申請、届出又は報告(以下「申請等」と総称する。)に係る建築物の敷地の所在地を管轄する東京都支庁長を経由しなければならない。

(報告)

第 3 条 令第 31 条第 1 項の規定による特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(法第 14 条第 3 項の規定による条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に関する事項に関する報告は、特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書(別記第 1 号様式)に必要な書類及び図面を添付して知事に行うものとする。

2 令第 31 条第 2 項の規定による建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関する報告は、建築物特定事業が実施されるべき特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する報告書(別記第 1 号様式の 2)に必要な書類及び図面を添付して知事に行うものとする。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査)

第 3 条の 2 法第 17 条第 3 項の規定による計画の認定(以下「特定建築物の計画の認定」という。)又は法第 18 条第 1 項の規定による計画の変更の認定(法第 22 条の 2 第 5 項の規定により準用する場合を除く。以下「特定建築物の計画の変更認定」という。)を受けようとする者は、法第 17 条第 4 項(法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をする場合で、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1

項の規定による確認の申請をする場合に、同法第6条の3第1項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、知事が特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第7項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第3条の7第1項第1号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 特定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定を受けようとする者は、法第17条第4項の規定による申出に併せて、建築基準法第6条の3第1項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

（計画の通知）

第4条 法第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、計画通知書（別記第2号様式）に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）を添えて建築主事に行うものとする。

（計画の変更）

第5条 特定建築物の計画の変更認定又は法第22条の2第5項の規定により準用する法第18条第1項の規定による計画の変更の認定（以下「協定建築物の計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、変更認定申請書（別記第3号様式）の正本及び副本（法第18条第2項において準用する法第17条第4項の適合通知を受けるよう申し出る場合にあっては、変更認定申請書の正本及び副本並びに建築確認申請書の正本及び副本）に、認定通知書並びに当該計画変更に係る書類及び図面を添付して知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請について認定をしたときは、変更認定通知書（別記第4号様式）に同項の変更認定申請書の副本（法第18条第2項において準用する法第17条第7項の規定により適合通知を受けて計画の変更認定をした場合にあっては、変更認定通知書に前項の変更認定申請書の副本及び当該適合通知書に添えられた建築確認申請書の副本）を添えて、申請をした者に通知するものとする。

（建築主等の変更）

第6条 特定建築物の計画の認定を受けた計画（特定建築物の計画の変更認定があったときは、その変更後のもの）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）又は法第22条の2第4項の規定による計画の認定（以下「協定建築物の計画の認定」という。）を受けた計画（協定建築物の計画の変更認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物（以下「認定協定建築物」という。）の工事が完了する前に特定建築物の計画の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）又は協定建

建築物の計画の認定を受けた者（以下「認定協定建築主等」という。）を変更しようとするときは、認定建築主等又は認定協定建築主等は、新たに認定建築主等又は認定協定建築主等になろうとする者と連署して、建築主等の変更届（別記第5号様式）の正本及び副本に、認定通知書（計画の変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて知事に届け出なければならない。

- 2 前項の建築主等の変更届の副本及び認定通知書（計画の変更認定を受けた場合にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）は、変更後の認定建築主等又は認定協定建築主等に返還するものとする。

（認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全の状況に関する報告）

第7条 法第53条第4項の規定による認定特定建築物の建築等若しくは維持保全の状況についての報告又は法第53条第5項の規定による協定建築物の建築等若しくは維持保全の状況についての報告は、認定特定建築物又は認定協定建築物の工事の完了の際その他特に知事が必要と認める場合に、認定特定建築物又は認定協定建築物の建築等又は維持保全に関する報告書（別記第6号様式）に、必要な書類及び図面を添付して知事に行わなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 特定建築物の計画の認定若しくは協定建築物の計画の認定又は特定建築物の計画の変更認定若しくは協定建築物の計画の変更認定を申請した者は、知事が当該計画の認定又は計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届（別記第7号様式）の正本及び副本により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、第4条の通知を行った場合で前項に規定する取下げ届の提出があつたときは、取下げ通知書（別記第8号様式）により建築主事に通知しなければならない。
- 3 第1項の取下げ届の副本は、申請をした者に返還するものとする。

（認定特定建築物又は認定協定建築物の建築の取りやめ）

第9条 認定建築主等又は認定協定建築主等は、認定特定建築物又は認定協定建築物の工事を取りやめようとするときは、取りやめ届（別記第9号様式）の正本及び副本に、認定通知書（特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）を添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 前項の取りやめ届の副本及び認定通知書（特定建築物の計画の変更認定又は協定建築物の計画の変更認定を受けた者にあつては、認定通知書及び変更認定通知書）は、認定建築主等又は認定協定建築主等に返還するものとする。

（建築基準法の特例の認定）

第10条 法第23条第1項の規定による既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例の認定を受けようとする者は、特例認定申請書（別記第10号様式）の正本及び副本にそれぞれ必要な書類及び図面を添えて知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請について認定したときは、特例認定通知書（別記第

11号様式)に同項の特例認定申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(条例による制限の緩和の認定)

第11条 条例第14条の規定による高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できること又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないことについての認定を受けようとする者は、認定申請書(別記第12号様式)の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書その他必要な資料を添えて、知事に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ

2 知事は、前項の規定による申請について認定をしたときは、認定通知書(別記第13号様式)に同項の認定申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第59号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

2 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年東京都規則第152号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成16年規則第193号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
(特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)
- 2 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成 12 年東京都規則第 152 号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成 18 年規則第 255 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の様式により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の様式により提出されたものとみなす。

附 則(平成 31 年規則第 84 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 60 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第 1 号様式、第 1 号様式の 2、第 3 号様式、第 5 号様式から第 7 号様式まで、第 9 号様式、第 10 号様式及び第 12 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和 3 年規則第 229 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第 1 号様式、第 1 号様式の 2 及び第 10 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和 3 年規則第 295 号)

- 1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第 1 号様式及び第 1 号様式の 2 による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。